農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成２７年１２月２４日

村上市長　高橋　邦芳

記

１．協議の場を設けた区域の範囲
　坂町集落（荒川地区プラン）

２．協議の結果を取りまとめた年月日
　平成２７年１１月１６日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数

法人	２経営体
個人	２１経営体

４．３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
　担い手は十分確保されている。

５．農地中間管理機構の活用方針
○農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

６．地域農業の将来のあり方
○担い手に集積・集約化する。
○担い手の分散錯圃を解消する。